

クリーンウッドを使って

世界と日本の
森林を守ろう



新たな木材利用と 求められる環境に配慮した木材

非住宅や中大規模木造建築物などの新たな用途に木材利用が広がる中、今までとは違う利用者（大手ゼネコン、建築企業等）が木材を使用する機会が増えていて、これらの企業は環境に配慮した木材を求めています。また、SDGs*への対応や消費者への情報に透明性が求められる中、これからは環境に配慮した木材をもっといろいろなところに使っていこうという社会の流れになってきています。こうした流れに対応するため、今、求められているのが合法伐採木材（クリーンウッド）の利用です。

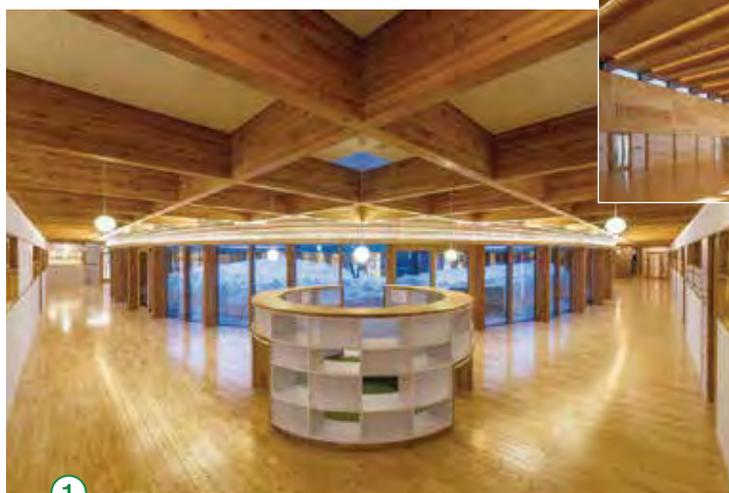


※SDGs17の目標

「持続可能な開発目標」の意味。2015年に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年～2030年までの15年間で世界が達成すべきゴールを表したもので、17の目標と169のターゲットで構成されています。その中には、気候変動への対策、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営など木材利用に関するターゲットが含まれています。



日本初の木現し2時間耐火部材を用いた純木造4階建てビル



地域産カラマツの集成材の特性を最大限に活かした温もりのある園舎



大断面集成材、壁柱工法を採用した地域のシンボルとなる庁舎

違法伐採が問題なわけ

● 違法伐採が引き起こす問題

「違法伐採」という言葉をご存じですか？違法伐採とは、その国の法律に反して行われる伐採のことをいい、問題になっています。違法伐採は、次のようなさまざまな悪影響を引き起こす危険があるからです。

木材生産地の環境破壊

(水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)



地球温暖化の進行

(森林減少・劣化によるCO₂の増加)



不公正な貿易

(適正なコストを払わない木材は
価格競争力が強く、まっとうな林業を圧迫)



ゲリラやテロ組織への資金供給

(インターポールでは、違法伐採とこれに関連する汚職により、
世界全体で毎年300億円の損失を被っていると分析)



世界の違法伐採の貿易の規模

2016年に国際森林研究機関連合 (IUFRO) が公表した報告によると、2014年の丸太と製材に係る違法伐採木材の貿易額は世界で約63億ドルとなっており、主に東南アジア (35億ドル)、ロシア (13億ドル)、オセアニア (7億ドル)、アフリカ (5億ドル)、南米 (4億ドル) から輸出されているとされています。

わが国の違法伐採対策の流れ

こうした違法伐採問題に対して、日本ではどのような対策が取られてきたのでしょうか。

2005年に英国で開催された「G8グリーンイーグルスサミット」以降、わが国では、2006年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (通称「グリーン購入法」) の基本方針を改定し、政府調達において、合法性が証明された木材・木材製品の調達を推進することとしました。同じ年、林野庁が、木材・木材製品の供給者が合法性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項をとりまとめた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(合法木材ガイドライン) を策定しました。

違法伐採木材を買わない、使わない選択

日本は、北米、欧州、中国と並ぶ、世界で有数の木材の需要国で毎年5千万m³もの木材を海外から輸入しています。残念ながら、日本が木材を輸入している国の中には、森林を伐採する際の法制度が整備されていなかったり、適切に守られていない国も含まれています。このような国からの違法に伐採された木材を買わない、使わないことが世界の持続可能な森林経営実現のために私たちができることのひとつです。

ガイドラインによる3つの証明方法

- ① 森林認証制度・CoC認証制度を活用した証明方法
- ② 森林・林業・木材産業関係業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- ③ 個別企業等の独自の取組による証明方法

こうした流れが、「クリーンウッド法」の制定につながっています。なお、クリーンウッド法では、上記の3つの方法も合法性の確認に活用できることとしています。

木材の合法性を確認する クリーンウッド法

クリーンウッド法が成立

グリーン購入法と合法木材ガイドラインに基づく合法木材の取組等により、合法性が証明された木材の供給量は増えてきましたが、政府調達のみが対象で、民間の調達は対象となっていないことが課題でした。一方、近年、米国、EU、オーストラリアが違法伐採木材の輸入や取引そのものを規制する法律を導入したことから、わが国も対策をより強化すべきとの声が高まってきました。

こうした情勢を背景に、2017年、合法伐採木材の調達を民間の木材利用にまで広げた「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」、通称「クリーンウッド法」が成立しました。

この法律は、木材関連事業者に、取り扱う木材等について、木材が伐採された国の法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）を促し、合法性が確認された木材等の流通や利用を促進するものです。

木材関連事業者が取り組むべき措置に関して、取り扱う木材等が我が国または原産国の法令に適合して伐採されていることの確認、確認できない場合に必要な措置、木材等を譲り渡すときに必要な措置、記録の管理に関する事項など、木材関連事業者の判断の基準となる事項が省令で定められています。

木材、木材製品を利用する事業者は、合法伐採木材の利用に努めなければなりません。

● クリーンウッド法の概要

木材関連事業者の範囲

クリーンウッド法に基づき合法性の確認を行う木材関連事業者は、木材加工・流通に関係するあらゆる事業者が含まれます。丸太や製材、合板を取り扱う事業者だけでなく、紙や家具等を取り扱う事業者や、木材を使用する建設業者等も「木材関連事業者」と位置付けており、川上側だけではなく、川下側も法の対象としているのが本法の大きな特徴です。



対象となる木材等

クリーンウッド法の対象となり、合法性の確認が必要な木材等は、「木材」および「木材を加工し、または主な原料として製造した家具、紙等」です。

〈対象木材等の例〉

木材



丸太、単板、突き板、製材、集成材、合板、単層積層材、木質ペレットなど

建材



フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち木材を使用したものなど

家具



いす、机、収納用じゅう器（ロッカー等）、棚、傘立て、掲示板、ホワイトボード、ベットフレームなど

パルプ、紙



木材パルプ、コピー用紙、印刷用紙、トイレトペーパー、ティッシュペーパーなど

合法性の確認方法

木材・木材製品の合法性の確認は、全ての木材関連事業者が樹種、伐採国、合法性を証明する書類などに基づいて自らが確認する必要があります。



**川上の
木材関連事業者**
(輸入業者、製材業者、
流通業者等)

樹種・伐採地、合法性
証明書等の情報
および国が提供する
情報に基づき
合法性を確認



**川下の
木材関連事業者**
(製材業者、流通業者、建築業者、
家具業者、製紙業者等)

購入先が発行する
合法性を確認できた
とする書類に基づき
合法性を確認

木材関連事業者の登録制度

クリーンウッド法では、積極的に合法伐採木材の利用に取り組む木材関連事業者の登録制度を設けています。これは、木材関連事業者の中で、この法律を遵守し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者が、登録実施機関(国に登録された第三者機関)にその取組内容を申請・登録し、「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる、というしくみです。

登録を受けた木材関連事業者は、合法木材を適切に取り扱う木材関連事業者として市場からの高い評価が期待できます。

登録のメリット

- ① 無登録の木材関連事業者との差別化
- ② 法律に位置づけられた木材関連事業者としての社会的評価
- ③ 地域社会や消費者・一般事業者への信頼性が向上
- ④ 企業ブランドの向上、社会への波及

消費者(調達者)にとってのメリット

登録木材関連事業者から合法伐採木材を安心して調達できます。



合法伐採木材(クリーンウッド)を広め、 違法伐採を防ぐために 私たちにできること

合法性が確認された木材製品を使いましょう。

クリーンウッド法の基本は、合法伐採木材の利用を促進することで違法伐採木材の流通を減らしていく、という方針です。クリーンウッド法の取組の成果を上げるためには、最終消費者の皆さんに、合法伐採木材製品について、地域や地球環境保全の観点から適切に評価していただくことが重要になります。合法伐採木材を選ぶことが、違法伐採を防ぐことにつながります。



● 合法伐採木材を扱う木材関連事業者の選び方、見分け方

木材そのものや産地で違法伐採を判別することは難しいですが、信頼の置ける木材関連事業者を見分けるしくみができています。

信頼のあかし「登録木材関連事業者」

登録木材関連事業者は積極的に合法伐採木材を取り扱う事業者として、申請・登録を受けた事業者です(4頁参照)。令和2年1月末現在、全国402の事業者が登録を受けています。

登録木材関連事業者は、林野庁ホームページ「クリーンウッドナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」で事業者名、住所、取り扱う木材、木製品の種類などを確認することができます。



林野庁ホームページ「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」リンク

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/jigyousha.html>



合法伐採木材 製品あれこれ

登録木材関連事業者は以下のような幅広いジャンルでさまざまな木材製品を取り扱っています。

合板、建材



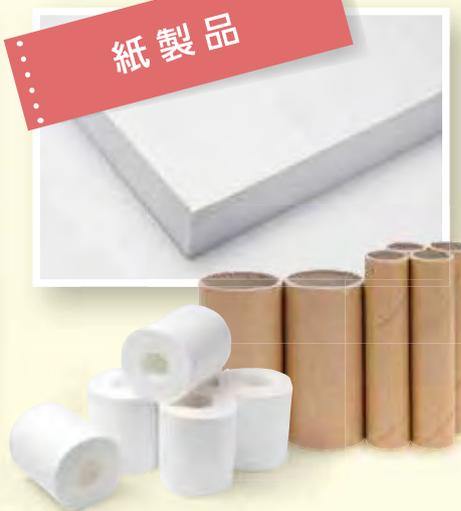
家具



木造住宅



紙製品



※写真はイメージです。

消費者の皆さんへ

皆さんが住宅や家具、木の玩具などを購入するとき、合法的に伐採された木材を原材料にしているかどうかを気にかけてほしいのです。世界と日本の森林を守るためにも、木材・木材製品をご購入の際は、合法伐採木材をぜひお選び下さい。



木材関連事業者の皆さんへ（登録のすすめ）

合法伐採木材を取り扱う事業者としての登録をすると、「登録木材関連事業者」の名称が使用でき、合法伐採木材等を適切に取り扱う木材関連事業者として、市場からの高い評価が期待できます。ぜひ、登録をご検討下さい。



さまざまな **情報源**

● クリーンウッド法関係ポータルサイト

クリーンウッドナビ／林野庁一検索「クリーンウッド・ナビ」



● 登録木材関連事業者一覧

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧／林野庁



● 合法木材と林野庁ガイドライン関係ポータルサイト

合法木材ナビ／（一社）全国木材組合連合会一検索「合法木材ナビ」



● 森林認証制度

林野庁サイト／世界の森林認証—主な森林認証の概要—検索「林野庁 世界の森林認証」



このパンフレットは、林野庁補助事業により作成しました。

発行 一般社団法人 **全国木材組合連合会**

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 階

TEL.03-3580-3215

<http://www.zenmoku.jp/>